



高額療養費制度の区分が変更になりました。いままでの比較をしてください。

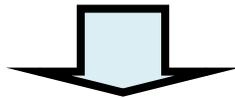


以下に平成26年12月診療分までと平成27年1月診療分の変更表を載せました。改正では標準報酬月額53万円未満が28万円～50万円と26万円以下に2区分。53万円以上は53万円～79万円と83万円以上の2区分になりました。

平成26年12月診療分まで

所得区分	自己負担限度額	多数該当
①区分A (標準報酬月額53万円以上の方)	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%	83,400円
②区分B (区分Aおよび区分C以外の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
③区分C(低所得者) (被保険者が市区町村民税の非課税者等)	35,400円	24,600円

注)市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額53万円以上は「区分A」の該当となります。



平成27年1月診療分から

所得区分	自己負担限度額	多数該当
①区分ア (標準報酬月額83万円以上の方)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
②区分イ (標準報酬月額53万円～79万円の方)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
③区分ウ (標準報酬月額28万円～50万円の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
④区分エ (標準報酬月額26万円以下の方)	57,600円	44,400円
⑤区分オ(低所得者) (被保険者が市区町村民税の非課税者等)	35,400円	24,600円

注)市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額53万円以上は「区分ア」「区分イ」の該当となります。



1頁の区分変更表の標準報酬月額とは何ですか？



標準報酬月額は、毎年7月に4月、5月、6月の報酬の平均を基準に決めます。その標準報酬月額を算出する報酬の内容は、まず毎月の給料です。それから通勤交通費、残業代も標準報酬月額の「も報酬に含まれます。例えば、4月から6月の間に残業が多ければ標準報酬月額も高くなってしまいます。

ボーナスは標準報酬月額を算出する報酬にはなりません。

標準報酬月額は等級があります。4月、5月、6月の報酬の平均額がどの等級にランクするかによって標準報酬額が決まります。

例えば、4月、5月、6月の報酬の平均額が27万円～29万円は標準報酬月額は28万円の等級になります。



1頁の区分変更表の自己負担限度額とは何ですか？



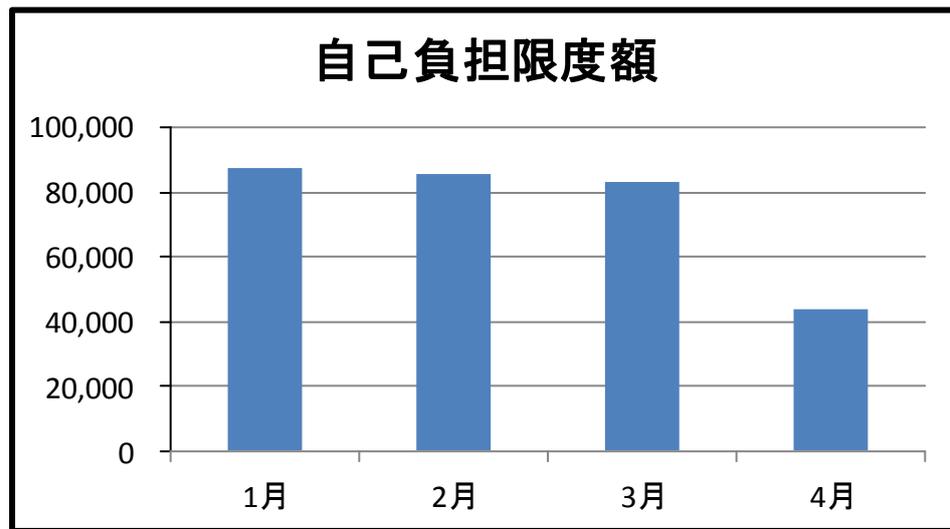
上記の図をみてください。例えば医療費が1ヵ月（1日から月末まで）100万円かかったとします。その患者が窓口負担3割の場合には病院に30万円を払います。この30万円のうち実際に患者が負担する金額を自己負担限度額といいます。残りの金額は高額療養費制度で払戻しされます。



1頁の区分変更表の多数該当とは何ですか？



高額な負担がすでに年3月以上ある場合の4月目以降を多数回該当対象になります。払い戻しを受けた月数が1年間(直近12ヵ月間)で3月以上あったときは、4月目(4回目)から自己負担限度額がさらに引き下げられます。これが多数該当です。



標準報酬月額30万円				
	1月	2月	3月	4月
医療費総額	1,000,000	800,000	600,000	600,000
自己負担限度額	87,430	85,430	83,430	44,400

例えば、患者の標準報酬月額が30万円の場合

- ①平成27年1月から4月までの医療費総額は1月100万円……4月60万円。
- ②自己負担限度額は1月87,430円……3月83,430円になります。
- ③4月の自己負担限度額は83,430円だけど4回目になるので44,400円になります。これが多数該当の例です。



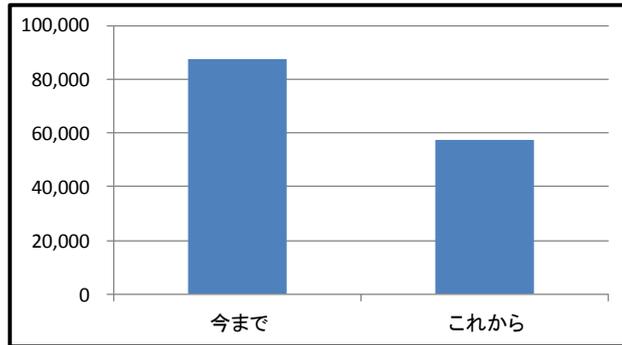
平成26年12月までと平成27年1月からの自己負担限度額の比較を計算してください



医療費総額が100万円の場合の自己負担限度額です。  
標準報酬額が多い方は自己負担限度額が多くなります。

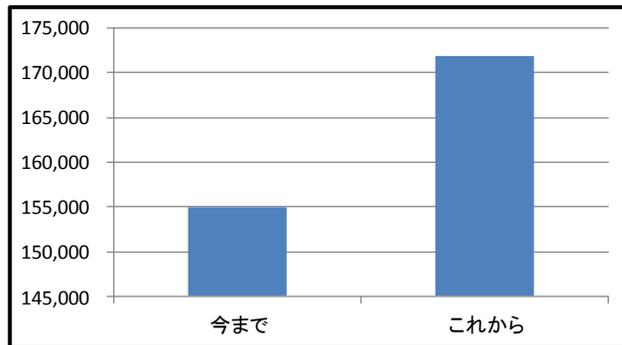
標準報酬月額26万円

	今まで	これから
自己負担限度額	87,430	57,600



標準報酬月額53万円

	今まで	これから
自己負担限度額	155,000	171,820



標準報酬月額83万円

	今まで	これから
自己負担限度額	155,000	254,180

